

6 保健医療サービスの推進1（保健指導等）

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、きめ細かな保健サービスを提供するため、地域の特性や市民のニーズを把握し、専門的な技術的援助及び保健指導を行う。

結核、感染症、エイズ、精神障害、難病等の多様な問題を抱える市民に対して、健康相談等の各種保健サービスを提供する。

原爆被爆者については、健康上特別な状態におかれていることから健康診断等を実施していく。

さらに、高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い住民のニーズが保健・医療・福祉を通じた総合的なものとなる中で、個々の住民にとって適切なサービスを提供するために、調整機能を充実させる。

（1）保健サービスの提供

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健法 健康増進法	保健予防課 感染症予防グループ 保健対策グループ 健康増進課 健康づくりグループ 健康診査グループ 保健センター 保健福祉総務課 保健福祉相談担当（中央部） 保健福祉相談担当（東部） 保健福祉相談担当（西部） 保健福祉相談担当（南部） 保健福祉相談担当（北部）

① 保健師の活動の変遷

昭和29年	国民健康保険事業の開始に伴い保健婦を採用し、市保健婦活動を開始。 7月に国民健康保険被保険者及び家族に対して訪問指導を開始。
昭和30年 ～40年代	急性伝染病や結核予防対策と家族計画指導等母子保健対策を主に活動を行う。 昭和45年度から、全市民を対象に地区担当制による訪問を行う。
昭和50 年代	急性伝染病や結核が減少し、慢性疾患やがん予防を主とする成人保健対策を主体とする活動を行う。 昭和58年老人保健法が施行され、成人保健対策は老人保健法のもとに実施。
平成2年	「宇都宮市保健センター」を開設し、保健師4名配置。 保健師の所属が保健指導係1係から、母子保健係、成人保健係、保健センターの3係体制となる。
平成4年	寝たきり老人訪問指導事業に対して専任保健師体制をとる。
平成6年	地区ブロック体制を取り入れる。
平成8年	中核市の指定に伴い市保健所が設置され、保健所保健師業務を市保健師4名、県より派遣の保健師4名で開始。 市保健所設置に伴い、3歳児健康診査を実施。
平成9年	母子保健法の改正により、母子保健事業の実施主体が市町村になる。 母子保健事業を保健所と健康課で担当して実施。
平成10年	母子保健事業を健康課で一貫して実施。 寝たきり老人訪問指導事業が高齢福祉課在宅福祉係に移管となる。 保健福祉総務課総合相談窓口保健師を2名配置。 保健と福祉の組織統合により保健福祉部となる。
平成11年	介護保険課設置により保健師を3名配属。

平成16年	保健福祉部機構改革により健康課が健康増進課となる。健康増進課が保健所に移り、総務課・健康増進課・保健予防課・生活衛生課の4課体制となる。保健福祉の地域展開の活動・推進を図るため、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターの3拠点へ保健師を配属。
平成17年	市の組織機構改革により、自治振興部を新たに設置。保健師の配属されている平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターが自治振興部の所属となる。
平成18年	虐待担当として児童福祉課に、自立支援審査会担当として障害福祉課に、保健師をそれぞれ1名配置。
平成19年	上河内町、河内町との合併により、自治振興部の上河内地域自治センター、河内地域自治センターに保健師が配属となる。 保健福祉総務課総合相談窓口、平石地区市民センター・富屋地区市民センター・姿川地区市民センターの3拠点の保健福祉グループが保健予防課業務の兼務辞令を受ける。 子どもの発達等について、保健・福祉分野の様々な支援を総合的に行う拠点施設として「子ども発達センター」を開設し、保健師5名を配置。
平成20年	市の組織機構改革により、子ども部を新たに設置。 健康増進課の母子保健事業が、子ども家庭課所属となり、児童福祉課に配属されていた保健師とあわせて6名の保健師を配置。 子ども発達センターが保健福祉部から子ども部の所属となる。 上河内・河内地域自治センター保健福祉課保健グループが、保健予防課業務の兼務辞令を受ける。 保健福祉総務課に介護事業所の指導監査担当として、保健師1名を配置。
平成23年	子ども家庭課内に虐待予防の観点から「子ども家庭支援室」を設置。 障がい福祉課にケースワーク業務担当として、保健師1名を追加配置。
平成24年	自治振興部が市民まちづくり部に変更となる。
平成25年	市の組織機構改革により、市民まちづくり部の5地域拠点のうち、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターの保健福祉グループの3か所を保健福祉部の所属とし、それぞれ保健福祉総務課保健福祉相談担当（東部）、保健福祉相談担当（北西部）、保健福祉相談担当（南部）に変更するとともに保健福祉総務課総合相談担当を保健福祉相談担当（中央部）とする。
平成28年	保健福祉総務課に、統括的な役割を担う保健師として「主幹（健康・福祉推進担当）」が新設される。
平成29年	市の組織機構改革により、保健福祉サービス提供地域拠点5か所のすべてが保健福祉部保健福祉総務課の所属となる。市役所1階を保健福祉相談担当（中央部）、平石地区市民センター内を保健福祉相談担当（東部）、富屋地区市民センター内を保健福祉相談担当（西部）、姿川地区市民センター内を保健福祉相談担当（南部）、市民まちづくり部の所属であった上河内・河内地域自治センターは新たな組織となる河内地区市民センター内に集約され、保健福祉相談担当（北部）なり、全市を5地区に分割して保健師活動を展開する。 また、子ども部子ども家庭課内に、産後ケア事業担当として、課付けの担当主査保健師1名が配置となる。

② 訪問指導実施状況

ア 年度別訪問指導状況

年度	訪問時間 (実施回数)	訪問件数	訪問世帯数
平成29年	10,504時間 (2,626単位)	3,301	2,764
平成30年	10,568時間 (2,642単位)	3,304	2,687
令和元年	10,304時間 (2,576単位)	3,169	2,750
令和2年	9,560時間 (2,390単位)	3,186	2,539

イ 年度別訪問指導種別

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	生活習慣病	その他の疾患	心身障がい	妊婦	産婦	低体重児	新生児	乳児	幼児	その他	計
H29	0	341	431	289	18	71	29	9	70	207	6	57	402	829	542	3,301
H30	0	295	426	216	6	51	37	25	94	259	9	69	373	1,022	422	3,304
R1	0	397	389	205	10	64	40	19	63	303	8	63	397	767	394	3,119
R2	1	358	368	207	6	40	25	18	139	481	19	70	467	767	221	3,187

ウ 電話相談の実施状況(延人数)(※子ども総合相談を含む)

※H20年度より子育てホットラインから名称変更

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H29	538	1,004	3,939	194	48	485	384	318	2,982	5,148	469	15,509
H30	651	1,222	5,132	365	55	418	521	311	3,121	5,257	466	17,519
R1	*1,563	1,150	4,890	613	84	367	412	724	2,790	5,050	375	18,018
R2	*3,157	690	4,463	577	124	378	535	731	2,628	5,671	494	19,448

※新型コロナウイルス感染症の相談対応を含む

エ 面接相談の実施状況(延人員)

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H29	3	150	552	323	6	66	52	31	36	1,220	33	2,511
H30	2	204	566	413	0	55	34	37	60	1,097	65	2,533
R1	5	206	594	325	6	70	57	59	111	1,039	58	2,530
R2	3	103	492	163	0	71	50	54	89	962	63	2,050

(2) 原爆被爆者対策の実施（令和2年度予算：827千円 県10/10）

【事業の目的・内容】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原子爆弾被爆者に対し、健康の保持増進を図るため健康診断を実施するとともに、各種手当支給に関する受付・進達事務を行う。また、被爆者に該当すると認められた者及び転入者に対する登録管理を実施する。

根 拠 法 令	主管課・グループ
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

① 原子爆弾被爆者の登録管理

ア 登録管理状況

区 分	前年度末 登録者数	新 規	転 入	転 出	死 亡	年度末 登録者数
平成30年度	76	0	1	0	4	73
令和元年度	73	0	0	0	4	69
令和2年度	69	0	1	0	4	66

イ 性・年齢別登録管理状況

(令和2年度末)

区 分	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合 計
男	13	17	5	35
女	12	12	7	31
合 計	25	29	12	66

② 定期健康診断実施状況

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条の規定により被爆者に対し健康診断を実施する。

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象者数	75	74	72	71	68	66
受診者数	18	18	16	14	16	18
要精検者数	2	1	2	2	3	2

③ 希望による健康診断実施状況

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診
対象者数	74	74	72	72	66	66
受診者数	10	9	9	9	6	5
要精検者数	5		3		4	

④ 手当申請状況（進達事務）

区 分	健康管理 手 当	保健手当	医療 特別手当	特別手当	葬祭料	介護手当
平成30年度	0	0	0	0	4	1
令和元年度	0	0	0	0	2	0
令和2年度	0	0	0	0	4	0

(3) 肝炎治療に係る医療費助成制度（県事業）

【事業の目的・内容】

市民の利便性の確保を目的に、保健所において次の申請書の受理、受給者証の交付事務等を実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
肝炎治療に係る医療費助成事業実施要領	保健予防課感染症予防グループ

【助成の対象者】

宇都宮市に住民登録がある、医療保険各法の加入者であって、国が定める「認定基準」に該当する症状のある患者。

【助成の対象となる医療】

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

【助成額（公費負担額）】

毎月、医療保険各法の患者負担額のうち、世帯の市町民税（所得割）課税年額に応じた自己負担限度額（2万円または1万円）を除いた額が助成される。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の場合	10,000円

《実 績》

肝炎治療に係る医療費助成制度の申請受理件数

	新規 申請	更新 申請	延長 申請	資格 変更	返還 取下等	再交付	終了	治療費 請求	合計
平成30年度	138	195	0	20	1	1	6	10	371
令和元年度	126	186	0	15	3	0	1	7	338
令和2年度	105	113	0	11	0	0	2	4	235

(4) 骨髄移植ドナー等への助成事業

(平成29年度開始 令和2年度予算：840千円 県1/2, 市1/2)

【事業の概要・目的】

骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者及びその者が勤務する事業所等に対し、助成金を交付することにより、安心して骨髄等を提供できる環境を整備し、もって骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

【助成の対象者】

1. ドナーになることが可能な20～54歳までの市民のうち、下記の要件を満たす者
・本市に居住し、骨髄等の提供を行った者
2. 1に該当する者が勤務する事業所等

【助成の内容】

次の骨髄等を提供するための面接等に要した日数に、ドナーに対しては2万円を、事業所等に対しては1万円を乗じた額を助成する。ただし、7日を上限とする。

1. 最終同意のための面接
2. 骨髄等採取前後の健康診断のための通院
3. 自己血貯血のための通院
4. 骨髄等の採取のための入院

《実績》

助成状況

申請者	令和元年度	令和2年度
ドナー	2	7
事業所等	1	2